



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 不動テトラ
代 表 者 名 代表取締役社長 竹原 有二
(コード番号:1813 東証第一部)

問 合 せ 先 執行役員 管理本部総務人事部長 西 公博
(TEL : 03-5644-8500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 29 日付「監査等委員会設置会社へ移行に関するお知らせ」により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議したことについてお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、新たに監査等委員会設置会社の制度が創設されました。
当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図り、さらなる当社グループの企業価値の向上を目指すため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の追加、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の追加、および監査役・監査役会に係る規定の削除等必要な変更を行うものであります。
- (2) 現行定款において取締役の任期を選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、補欠または増員により選任された取締役の任期を他の現任取締役の任期に合わせることは不要であるところ、変更案における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期も 1 年と同様であるため、任期を調整する規定を削除するものであります。
- (3) 会社法第 368 条第 2 項に規定されている、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる旨を追加し、明記するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を、社外取締役だけではなく業務執行をしない取締役との間においても締結することが可能となったことに伴い、当該契約の対象者を「取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)」に変更するものであります。
また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役の責任免除に係る規定を削除することから、当該規定の削除後も現行の監査役の責任免除および責任限定契約の規定が有効である旨の附則を置くものです。
- (5) その他、条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設・削除を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.～3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役等) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名を選定することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名を選定することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 26 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規</p>
---	---

定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は、3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会

定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

(削 除)

<p><u>決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 37 条～第 38 条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 43 条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 33 条～第 34 条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 39 条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 1 項の定めによる。</u></p> <p><u>2. 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めによる。</u></p>
---	---